

令和元年度 第6回三和区地域協議会次第

日時:令和元年 11月 26日(火)
午後 6時 30分から
場所:三和コミュニティプラザ
2階 会議室1

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項

- (1) 地域協議会会長会議の概要について
- (2) 令和元年度冬期道路交通確保除雪計画について
- (3) 総合事務所の時間外受付見直しについて
- (4) 諮問事項 三和中学校屋外運動場照明設備の廃止について (通知)

4 議 題

- (1) 令和2年度地域活動支援事業の採択方針について

- (2) 地域の課題について

- (3) その他

- ・令和2年度の地域協議会だよりについて
- ・令和元年度地域活動支援事業活動報告会の日程について

5 その他

6 閉 会

令和2年度 地域協議会委員改選について

1. 委員の任期

令和2年4月29日から令和6年4月28日まで

2. 委員の定数（案）

平成27年度に設けた人口を基礎とした全市統一の基準^(※別紙参照)に基づき、委員の定数を次のとおり変更するための条例案を市議会12月定例会に提案します。

地域協議会	改選後	増減	地域協議会	改選後	増減
高田区地域協議会	20人		安塚区地域協議会	12人	
新道区地域協議会	14人		浦川原区地域協議会	12人	
金谷区地域協議会	16人		大島区地域協議会	12人	
春日区地域協議会	20人		牧区地域協議会	12人	
諏訪区地域協議会	12人		柿崎区地域協議会	14人	△2人
津有区地域協議会 [※]	12人	△2人	大潟区地域協議会 [※]	14人	△2人
三郷区地域協議会	12人		頸城区地域協議会 [※]	14人	△2人
和田区地域協議会	14人		吉川区地域協議会 [※]	12人	△2人
高土区地域協議会	12人		中郷区地域協議会	12人	
直江津区地域協議会	18人		板倉区地域協議会	14人	
有田区地域協議会	18人	+2人	清里区地域協議会	12人	
八千浦区地域協議会	12人		三和区地域協議会	14人	
保倉区地域協議会	12人		名立区地域協議会	12人	
北諏訪区地域協議会	12人				
谷浜・桑取区地域協議会	12人		合 計	382人	△8人

・※印を付した地域協議会は、令和2年4月28日までの経過措置により、基準に基づく委員定数より2人増としている。

3. 今後の主な予定

(令和2年)

※ 今後変更となる場合があります。

2月 月上旬 公募の告示

2月中旬から3月上旬 各地域協議会において活動報告会を開催

3月上旬から下旬 公募期間

4月26日 選任投票（定数超過の地域協議会のみ）

4月28日 現職の任期満了

4月29日 新委員の任期開始

5月 前半 任命書交付式及び全体研修会

5月 後半 委員改選後最初の地域協議会を開催

【参考】地域自治区ごとの人口

地域自治区	(ア)		(イ)		【単位：人】
	令和元年 9月30日人口	委員定数 (R2改選)	平成27年 9月30日人口	委員定数 (現職)	人口増減 (ア)－(イ)
高田区	27,675	20	29,113	20	△1,438
新道区	9,161	14	9,305	14	△144
金谷区	13,950	16	14,481	16	△531
春日区	20,963	20	20,470	20	493
諏訪区	943	12	1,043	12	△100
津有区	4,772	12	4,998	*14	△226
三郷区	1,330	12	1,422	12	△92
和田区	5,953	14	5,766	14	187
高士区	1,419	12	1,502	12	△83
直江津区	18,294	18	18,873	18	△579
有田区	15,242	18	14,838	16	404
八千浦区	3,881	12	4,080	12	△199
保倉区	2,072	12	2,235	12	△163
北諏訪区	1,501	12	1,598	12	△97
谷浜・桑取区	1,517	12	1,709	12	△192
安塚区	2,223	12	2,601	12	△378
浦川原区	3,248	12	3,508	12	△260
大島区	1,453	12	1,711	12	△258
牧区	1,776	12	2,049	12	△273
柿崎区	9,369	14	10,157	16	△788
大潟区	9,197	14	9,668	*16	△471
頸城区	9,151	14	9,454	*16	△303
吉川区	4,006	12	4,440	*14	△434
中郷区	3,603	12	4,025	12	△422
板倉区	6,621	14	7,114	14	△493
清里区	2,618	12	2,888	12	△270
三和区	5,460	14	5,836	14	△376
名立区	2,500	12	2,738	12	△238
合計	189,898	382	197,622	390	△7,724

- ・※印を付した地域協議会は、令和2年4月28日までの経過措置により、基準に基づく委員定数より2人増としている。
- ・人口は、各日現在の住民基本台帳データ（外国人除く）による。

※本資料は、平成27年7月から9月に各地域協議会へ説明及び意見交換を行った際の資料のうち、委員定数に関する部分を抜粋したものです。

上越市地域協議会の一層の活性化に向けた見直しについて（案）

平成25年度から2か年にわたり、上越市地域協議会検証会議を設置し、地域協議会の一層の活性化に向けた検証を行いました。

検証会議からは、自主的審議の活性化や人口減少に応じた委員定数の見直しなど、地域協議会の活性化に向けた様々なご意見をいただいたところです。

市では、これらのご意見やこれまでの制度の運用状況等を踏まえ、身近な地域の課題について議論し、地域の意見を取りまとめ、市政に反映させる地域協議会の役割をより一層発揮するため、制度や運用の一部を見直すものです。

(略)

2 見直しの内容

(2) 委員定数基準の見直し

現在、13区と15区で異なる基準により定められている委員定数を、人口減少の現実を鑑み、全区統一の人口に基づく定数基準とします。

①定数の基準

- ・最少の定数は、会議体として必要な人員を確保する必要があることを踏まえるとともに、改正前の地方自治法に定められていた人口2,000人未満の町村の議会の議員の上限定数を参考に、12人とする。(現行のまま)
- ・最多の定数は、会議体として一つの結論を導き出す必要があることを踏まえ、円滑な審議が可能な人数等を考慮して20人とする。(現行のまま)
- ・最少(12人)と最多(20人)の人数の範囲で、人口5,000人毎に均等に定員2人を割り振る。(変更点)

人口	新基準(案)	現15区基準	現13区基準	改正前自治法の上限定数
2,000人未満	12人	12人	12人~14人	12人
2,000人以上 5,000人未満				14人
5,000人以上 10,000人未満	14人	16人	16人~18人	18人
10,000人以上 15,000人未満	16人	18人	18人	22人
15,000人以上 20,000人未満	18人		—	
20,000人以上	20人	20人	—	26人

②各区の定数

地域自治区名	人口	現行定数	改正案	現行との差
高田区	29,276人	20人	20人	
新道区	9,248人	16人	14人	△2人
金谷区	14,475人	18人	16人	△2人
春日区	20,376人	18人	20人	2人
諏訪区	1,050人	12人	12人	
津有区	4,991人	16人	12人	△4人
三郷区	1,405人	12人	12人	
和田区	5,744人	16人	14人	△2人
高士区	1,503人	12人	12人	
直江津区	18,890人	18人	18人	
有田区	14,804人	18人	16人	△2人
八千浦区	4,067人	12人	12人	
保倉区	2,229人	12人	12人	
北諏訪区	1,599人	12人	12人	
谷浜・桑取区	1,713人	12人	12人	
安塚区	2,653人	12人	12人	
浦川原区	3,549人	12人	12人	
大島区	1,733人	12人	12人	
牧区	2,097人	14人	12人	△2人
柿崎区	10,233人	18人	16人	△2人
大潟区	9,705人	18人	14人	△4人
頸城区	9,474人	18人	14人	△4人
吉川区	4,477人	16人	12人	△4人
中郷区	4,065人	14人	12人	△2人
板倉区	7,164人	16人	14人	△2人
清里区	2,900人	12人	12人	
三和区	5,867人	16人	14人	△2人
名立区	2,752人	14人	12人	△2人
合計	198,039人	416人	382人	△34人

※人口は、平成27年4月30日現在の住民基本台帳データ（外国人除く）による。

ただし、正式な定数は、改選の前年の9月30日現在の住民基本台帳データを使用する。

③激変緩和措置（会長会議を受けた変更点）

基準の見直しにより定数が4人減となる区については、次の任期の間（平成28年4月29日～平成32年4月28日）のみ現行から2人減とする特例を認めます。

(略)

令和2年度地域活動支援事業案の概要

※令和2年度の地域活動支援事業の概要は、令和元年度と同じ予定である。

※本事業案の概要は、令和2年市議会3月定例会での新年度予算の成立を前提としたものであり、審議結果により変更となる場合がある。

1 趣旨 (1) 目的 (2) 運用方針 (3) 審査体制 2 各区への配分額 (1) 総事業費 (2) 配分額 (3) 残額の取扱い 3 今後の主なスケジュール 4 事業の概要	(1) 実施方法 (2) 対象事業 (3) 対象経費 (4) 補助率・限度額の設定 5 事業の実施手順等 (1) 採択方針の取扱い (2) 事業提案書の受付 (3) 提案事業の審査 (4) 事業の紹介・公表
--	--

1 趣旨

(1) 目的・背景

- 資金の使い道を考えることを通じて、市民の皆さんが、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かということに思いを巡らせ、自らの発意を行動に移していく、こうした市民主体のまちづくりを進めていく契機としていく。

(参考) 地域自治区制度は、市民が地域の課題を主体的にとらえ、議論を行い、決定した意見を市政に反映させていくための仕組みであるとともに、身近な地域の課題解決に向けて自主的・自発的な地域活動をより活発なものとしていくための仕組みであることから、制度の実効性を高めていく手法として、本事業を制度化したもの。

(2) 運用方針

- 地域の住民が自ら考え、地域の課題解決や活力向上のために必要とする事業について極力制限を加えることなく活用できるよう、全市的な規制を最小限に抑え、できる限り地域の裁量に委ねる。

(3) 審査

- 住民の生活実感を踏まえた議論を経て、地域にとって真に必要な提案事業を採択することは、地域の課題解決に向けた地域協議会の役割にかなう活動であることから、各区の「採択方針の決定」と「審査」は、引き続き各地域協議会に委ねることとする。
- 各地域協議会においては、提案事業の審査を通じて、地域の活動団体の状況や地域の課題の把握にも努め、自主的審議の一層の活性化につなげていただきたい。また、審査に当たっては、地域の活力向上や課題解決に対する効果、提案団体の自立の観点について改めて十分な審議をいただき、本事業の更なる効果的な活用につなげていただきたい。

2 各区への配分額

(1) 総事業費

1億8,000万円

(2) 配分額

均等割 1 億 2,600 万円 (450 万円×28 区) + 人口割 5,400 万円

均等割 7 : 人口割 3

※各区の配分額については 2 月下旬の新年度予算案公表に併せて公表。

(3) 残額の取扱い

- 追加募集を行うかどうかは、各地域協議会の判断に委ねることとする。
- 配分額の残額は、翌年度に加算しない。

3 今後の主なスケジュール

～2 月中旬	各地域協議会において採択方針、募集期間等を決定
2 月下旬	新年度予算案の公表、制度の概要案の公表
3 月～	新年度の募集に向けた相談の受付 (たより・説明会・個別相談)
4 月 1 日～	事業の募集開始 (募集期間は地域自治区により異なる)
募集終了後	各地域協議会での審査
審査終了後	採択事業の決定、公表
採択決定後	補助金の交付決定、事業の実施

※事業提案書の提出日以降の事前着手は認めることとする。

4 事業の概要

(1) 実施方法

- 「市が行う事業」は対象としない
※ ただし、部活動として使用することが主となる資機材の整備、活動経費については「市が行う事業」とはならない。
- 事業の内容
・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付
- 事業を提案できる方
・ 5 人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人又は営利法人を除く)

(2) 対象事業

- 「身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動」を対象とする。
ただし、次のものは対象外とする。
 - ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
 - ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
 - ・ 公序良俗に反する事業
 - ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
 - ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
 - ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

(3) 対象経費

- 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助する。

ただし、次に掲げる経費は補助の対象外とする。

- ・応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代、等）
- ・応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
- ・応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とする。）
- ・会議の時のお茶代・菓子代
- ・金券（商品券、サービス券）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられることから対象外とする。）
- ・その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

（４）補助率・限度額（上限・下限）の設定

- 住民の発意を大切に、主体的な活動をより広く展開していくことを期待する趣旨から、資金調達に障害とならないよう、補助金交付額の上（下）限及び補助率（最大で10/10以内）の設定は、地域の実情を踏まえて、各地域協議会の判断に委ねる。

5 事業の実施手順等

（１）採択方針の取扱い

- 各区の採択方針は地域協議会がまとめる。
 - ・事業の募集に先立ち、各地域協議会は、地域で抱える課題に応じて、どのような事業を実現すべきかを明らかにするため、地域の目指すべき姿、地域で課題となっていることなどを議論して採択方針としてまとめる。
 - ・採択方針は、地域の将来像や、優先的に採択する事業のほか、必要に応じて補助率や補助金額の上限・下限、審査の配点などを含めて決定する。

（２）事業提案書の受付

- 事業提案書は、事業の提案者が事業を行う区域の総合事務所又はまちづくりセンターに持参する（郵送での応募は受け付けずに、直接、面談の上内容を確認する。）。
- 審査を円滑に進めるため、土地利用等に関し提案者以外の承諾が必要な事業については、関係者と事前に協議が行われているかどうかを受付で確認する。
- 提案書の作成等申請についての相談は各事務局が対応し、提案者をサポートする。

（３）提案事業の審査

- ヒアリングやプレゼンテーションの実施は、各地域協議会の判断に委ねる。
- 審査は次の視点を基に行うこととする。

視点	内容	審査の方法
ア) 基本審査	提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するもの。 ※提案を受理した段階で確認が済んだと判断して審査項目に加えないなど、区の状況に応じて実施しなくてもよい。	適否を確認
イ) 地域自治区の採択方針	地域自治区ごとに設定する ※地域の課題解決のために、どのようなテーマの提案事業を実施すべきかを明らかにするもの。	適否を確認

う) 共通審査 ※具体的な項目は 下記のとおり	全ての地域自治区の審査で共通するもの ※全ての地域自治区で共通の視点に立ち、提案された 事業を審査する上で必要最小限の基準。 ※配点は自由。 ※必ずしも点数を付けなくともよい。	項目ごとに配 点し、採点
-----------------------------------	--	-----------------

<共通審査の項目と視点>

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

- その他、審査においては、次のとおり取り組むものとする。
 - ・必要に応じて、共通審査項目に加えて、各区独自の審査項目の追加も可能。
 - ・審査に必要な書類がある場合は、各区の判断により提出を求めることも可能。
 - ・地域協議会委員は公平・公正な視点で採択審査に当たることが前提であるため、地域協議会委員が事業提案者と関わりがある場合でも、当該委員が審査に加わることを一律制限することはしない。ただし、各地域協議会での検討の結果、いわゆる利害関係者を審査から外すことも可能。

(4) 事業の紹介・公表

- 当該事業の活用について、地域内の各種団体に広く周知するとともに、「まず、相談に来てもらうこと」をPRする。
- 提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介する。
- また、採択事業の実施結果は、年度末に広く市民に公表する（広報や市ホームページでの周知、成果報告会の開催、情報提供等）。

町内会宛て事務文書の配布の見直しに関する協議について

《町内会宛て事務文書の配布の見直しについて》

- 市では、来年度から（令和2年4月から）、広報上越を含め、町内会宛て事務文書の配布回数を月2回から月1回に変更し、あわせて、町内会事務委託料を見直す方向で各地区町内会長協議会へ説明するとともに、意見等の聴収を行っている。

《各地区町内会長協議会から寄せられた意見等について》

- 「町内会宛て事務文書の種類が多く、特に全戸配布については町内会の負担感が大きい」「必ずしも全戸配布を要さないものは、広報上越やホームページ、班回覧といった発信方法の見直しを行い、町内会の負担を軽減してほしい」とする声が多かった。
- 特に「地域協議会だより」「社協だより」「イベントパンフレット」については、全戸配布から班回覧への変更を望む声が多かった。

《各地区地域協議会への協議のお願いについて》

- 市では、各地区町内会長協議会から寄せられた意見等を踏まえ、来年度から「地域協議会だより」を全戸配布から班回覧に変更をお願いしたいと考えており、発行する各地区地域協議会で配布方法や発行周期などについて協議を行っていただきたい。
- 各地区地域協議会において協議した結果、従来どおり全戸配布を希望する場合は、地区町内会長協議会と配布の協力について、協議を行っていただきたい。
※地域協議会と町内会長協議会の協議が整わない場合は、班回覧で配布することとなります。
- 上記のことについて、今年度末までに（令和2年3月までに）協議を完了していただきたい。

《参考》

- 全戸配布から班回覧へ見直す予定の文書については、別紙のとおり。

市内全戸配布文書の配布方法の見直し案について(平成30年度配布実績に基づく見直し案)

別紙

令和元年11月6日現在

No.	配布便	発送日時			文書名	担当課	令和2年度の配布方法(案)	
		年	月	日			配布の有無	配布方法の見直し方針
1	5/1便	30	4	26	社協だより第153号	福祉課	○	班回覧に変更(協議中)
2	5/15便	30	5	10	平成30年度日赤活動資金のご協力をお願い	福祉課	○	班回覧に変更
3	7/15便	30	7	12	社協だより第154号	福祉課	○	班回覧に変更(協議中)
4		30	7	12	「上越まつり」行事予定表	観光交流推進課	○	班回覧に変更
5		30	7	12	上越市自主防災組織初動対応マニュアル	市民安全課	×	今後、配布予定なし
6	8/1便	30	7	30	「第93回謙信公祭」パンフレット	観光交流推進課	○	班回覧に変更
7	10/1便	30	9	27	社協だより第155号	福祉課	○	班回覧に変更(協議中)
8	1/15便	31	1	10	レルヒ祭 イベントガイドブックの配布	観光交流推進課	○	班回覧に変更
9	2/1便	31	1	30	平成31年度新潟県交通災害共済加入申込書・パンフレットの配布・とりまとめ	市民課	○	
10		31	1	30	灯の回廊パンフレットの全戸配布	観光交流推進課	○	班回覧に変更
11	3/1便	31	2	27	社協だより第156号	福祉課	○	班回覧に変更(協議中)
12		31	2	27	2019年度ごみ分別収集カレンダーの配布	生活環境課	○	
13	3/15便	31	3	13	「第94回高田城百万人観桜会」パンフレットの世帯配布	観光交流推進課	○	班回覧に変更
14		31	3	13	上越市第6次総合計画後期基本計画(概要版)	企画政策課	—	次回の配布方法については改めて協議を行う(令和2年度は配布予定なし)
15		31	3	13	第6次上越市行政改革推進計画の概要	行政改革推進課	—	次回の配布方法については改めて協議を行う(令和2年度は配布予定なし)
16		31	3	13	上越市公共交通とくらしのガイド	交通政策課	○	公共施設等で配布する方法に変更
17		31	3	13	第二次財政計画(改訂版)の概要	財政課	—	次回の配布方法については改めて協議を行う(令和2年度は配布予定なし)
18		31	3	13	景観情報紙	都市整備課	×	今後、配布予定なし
19	4/1便	31	3	28	じょうえつ健康づくりポイントのチラシ	健康づくり推進課	○	No.19とNo.20を一体で製本して配布する方法に変更
20		31	3	28	平成31年度上越市健康診査カレンダー	健康づくり推進課		
21	随時 (年間2回~4回)				「地域協議会だより」	自治・地域振興課 まちづくりセンター 各区総合事務所	○	班回覧に変更(協議中) ※11月6日に開催する地域協議会会長会議において、各地域協議会に対し「地域協議会だより」を全戸配布から班回覧へ変更する方向で協議を行っていただきたい旨を依頼する。全戸配布が必要な場合は地区町内会長協議会と協議を行っていただきたい旨も依頼する。
22	随時				「総合事務所だより」、「地区振興会だより」など、地区独自に作成している配布物	各区総合事務所	○	班回覧に変更(協議中) ※9月2日に開催された総合事務所長会議において、全戸配布を必ずしも要しないと考えられるものは班回覧に変更するなど、各関係団体を含め、対応を協議するよう要請した。
23	随時				イベントポスター(高田城百万人観桜会、上越まつり、蓮まつり、謙信公祭、灯の回廊など)	観光交流推進課	○	町内会から不要の申し出があった場合は、次回から送付しないこととしているが、そのことを再周知する。

総合事務所の時間外受付の見直し方針等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課
三和区総合事務所

1 見直し方針について

(1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開設せず、当直を配置しないものとします。

(2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわらず、これまでどおり手続きができます。

(3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送先の当直が対応します。

< 電話転送先 >

○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎に転送

(4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等の放送は、職員がこれまでどおり対応します。
- 火災や停電の発生、クマ目撃等に関する放送は、総合事務所長の判断により、職員が登庁して対応します。

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配

信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

(参考)「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 防犯情報（不審者情報・事件情報）② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等） |
|--|

(5) 時間外における施設の防犯対策について

- 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

(参考) コミュニティプラザのご利用について

- コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）
- ※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

2 今後の主な予定について

令和元年 11～12月 補正予算の市議会への提案・審議

令和2年 1～2月 機械警備導入に向けた契約事務

3月 時間外受付に関する広報等でのお知らせ
機械警備導入に向けた工事

4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

※ 1月以降は、予算の補正が行われた場合のものです。

項目		令和元年度	昨年度協議内容	令和2年度	考 察
募集期間		4月1日(月)から4月19日(金)(土、日曜日を除く)	4週間との意見があったが事前相談や周知もあるため、受付期間は3週間とした。		
補助率 限度額	補助率	<ul style="list-style-type: none"> 10/10以内 ※事業内容、審査の結果により補助金額の減額・調整を行う場合がある。 同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10以内 ※令和元年度事業からカウントする。 	同一団体の同一事業については、採択3回目から8/10以内とすることを追加した。		
	上 限	150万円			
	下 限	1万円			
採 択 方 針		6項目(別紙参照)	「人材養成・確保事業」を追加した。		
提案件数の制限		制限しない			
ヒアリング・ プレゼンテーション		プレゼンテーションを含めたヒアリングを実施する。また、必要に応じて現地確認を行うことができる。			
審査方法	説明	<ul style="list-style-type: none"> ヒアリング時に提案者が説明 必要に応じて事務局の補足説明 			
	協議	委員全員による協議	当日の欠席者の取り扱いについて協議したが、委員の責任であるため、欠席した場合は放棄したとみなし、途中での参加も認めない。		
	採点	採点票により委員個々に採点			
	利害 関係者	<ul style="list-style-type: none"> 提案団体の代表者が委員の場合、審査から除外する。 提案事業に関わっている場合は委員の自主判断とする。 			
	審査項目	基本審査 三和区の採択方針 共通審査基準	1点と採点した場合に理由を記入する。 不採択となった事業について提案者に伝えるため、具体的な理由を委員全員で協議する。		
補助対象外		防犯灯等のLED化	防災器具の整備を削除		
傾斜配分		なし			
採 択 ラ イ ン (下限点数)の設定		13点(25点満点)			
採択事業の決定		ボーダーライン上の事業及びその下位の順位で採択ラインに達している事業について、事業内容等を勘案し全体協議を経て、補助金額等を調整し採択することができる。			
追加募集		残額が配分額の5%を目安とし、追加募集を行う。ただし、追加募集は、1回とする。	他の審議を充実させるため、追加募集は1回とした。		
そ の 他		5万円以上の経費は、2社からの見積書を添付する。			

三和区の住民が自主的、主体的に取り組む事業のうち、優先的に採択する事業

- ① **「地域活性化事業」**
地域団体と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む地域づくり事業（例 祭り、講演会、フォーラムの開催など）
- ② **「安全・安心サポート事業」**
子どもから高齢者が、安全・安心で快適な暮らしをしてもらう事業。例 防犯・防災対策、子ども高齢者見守りなど）
- ③ **「地域農業振興事業」**
農業の担い手育成や、農業資源を活用し新たな価値を創出する事業。（例 農作業体験、担い手研修など）
- ④ **「歴史的資産の保全・保存事業」**
後世に残すべき自然・環境・文化財などを保存する事業（例 環境保全のための植林、文化財の整備など）
- ⑤ **「健全育成または健康推進事業」**
子どもから高齢者まで広範囲にわたり健康を推進する事業や人材の育成事業（例 スポーツ体験・交流イベント、高齢者介護ボランティア体験など）
- ⑥ **「人材養成・確保事業」**
地域自治を担う人材を養成・確保する事業（例 観光ボランティアの育成など）

地域課題について（フリートークまとめ）

分類	タイトル	地 域 の 課 題
生 活	交通網について	<ul style="list-style-type: none"> ・中学生との意見交換会で困っている事の見解でも出されたが交通が不便である。 ・公共交通システムについて、ネットワークを広げて、より多くの意見を聞き、利用しやすいものにする必要がある。 ・ドア・ツー・ドア等できめ細かい運行にしてもらいたい。
	防災	<ul style="list-style-type: none"> ・現実にあった三和区全体の防災対策が必要 ・自主防災組織の中で避難経路ができていない地区の対策が必要である。 ・臨機応変に避難所の在り方を考えていく。
	消火栓の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、市の消火栓は使用できないが、実際の火災時に使用することになるのではないか。 ・消火栓の在り方（町内が管理しているのに使用できない。弾力性のある取り扱いが必要） ・現状の決まりがあっても実際は使用することになる可能性が高い。 ・使用できないことで地域住民の不安が高まる。
高 齢 者	サロン事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の集いの場、免許返納後の元気な高齢者の活動の場 ・現在の「ひなた」とは別事業の、誰もが気がねなく参加でき、生きがいの持てる場所としてのサロンの開催が必要 ・開催のためのリーダーを育成する必要がある。
地 域	地域の成年層について	<ul style="list-style-type: none"> ・特に 30・40 代の消防や地域の事業への参加が少なく、地域の付き合いが希薄化し、地域のまとまりがなくなっている。 ・若者が地域行事に関心がないため、地域に入りやすい工夫が必要 ・家庭（家族）に問題があるのではないか。
	活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域をまとめる団体（既存の組織）がない ・区民が求めていること、人をまとめる人材を育成する。 ・新しい地域づくり団体の掘り出しを行う。
	町内会組織	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会役員のみ手がない。 ・5年後、10年後を見据えて、できるうちに三和区全体で考えていかなくてはならないのではないか。

地域課題について (フリートークまとめ)

地	地域の PR	<ul style="list-style-type: none">・地域の PR をして定住人口増を目指す・ホームページの立ち上げ等のメディアを利用し、各種団体の活動報告等で三和をアピールする。(諏訪地区、保倉地区)
域	情報収集	<ul style="list-style-type: none">・地域協議会としても地域へ足を運び、情報を得る活動を行う。・地域協議会の PR にもなるし、地域へのアドバイスができる。・地域活動支援事業の取り組みについても大きい団体に偏る傾向がある。継続性や広域性が重要視される中苦勞して計画する人がいないため、積極的に地域に出てアピールすることも必要である。

地域協議会活動報告会等開催状況

	平成 30 年度	平成 27 年度
開催日	平成 31 年 3 月 15 日 午後 6 時 00 分～7 時 56 分	平成 28 年 2 月 15 日 午後 6 時 30 分～7 時 40 分
内 容	<ul style="list-style-type: none">・地域活動支援事業活動報告会・翌年度地域活動支援事業説明 (全事業)	<ul style="list-style-type: none">・地域協議会活動報告会・地域活動支援事業活動報告会 (2 事業)・翌年度地域活動支援事業説明・委員公募について
参加者	一般 3 人、発表者 12 名 委員 14 名	一般 27 人、委員 10 人

上 教 ス 第 6389 号
令 和 元 年 11 月 21 日

三和区地域協議会
会 長 松 井 孝 様

上越市長 村 山 秀 幸
(教育委員会スポーツ推進課)



三和中学校屋外運動場照明設備の廃止について（通知）

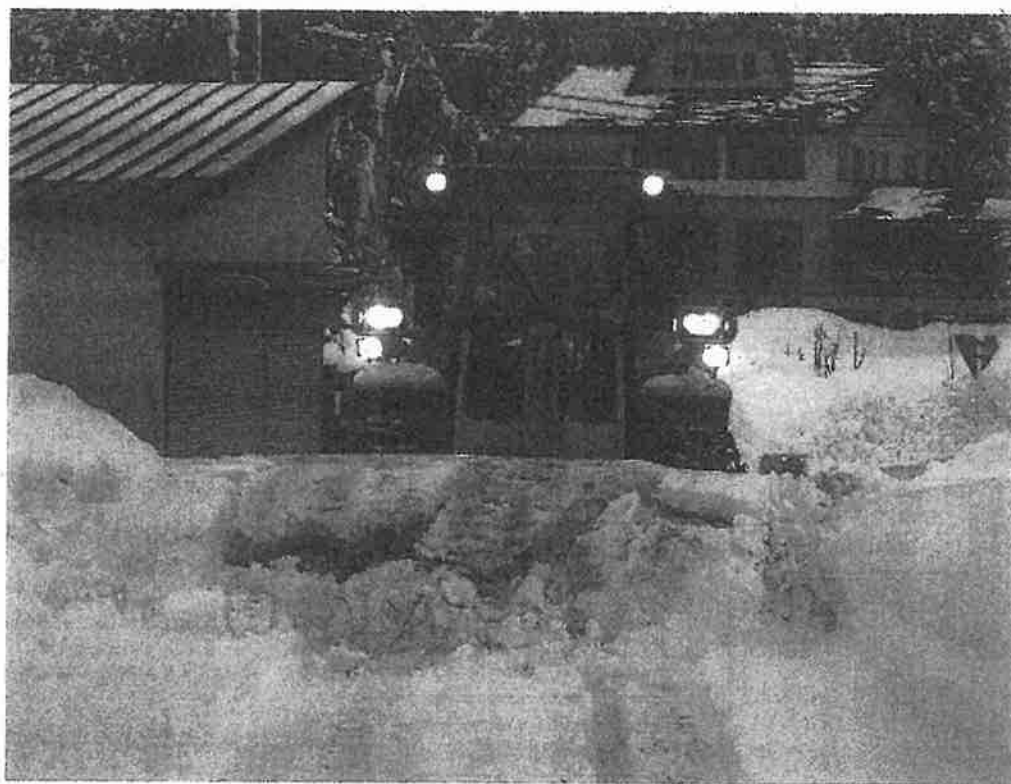
令和元年11月1日付けで答申のあった諮問第72号三和中学校屋外運動場照明設備の廃止について、下記のとおりとしますので、お知らせします。

記

諮問のとおり三和中学校屋外運動場照明設備を廃止することとし、令和元年上越市議会12月定例会に所要の条例案を提出します。

なお、現在の利用団体に対しては、今後の活動の意向を踏まえ、体育施設等の利用調整に留意します。

令和元年度
冬期道路交通確保除雪計画書
(三和区)



上越市

1 除雪基本方針

当市は、県内でも降積雪が多い地域であり、昭和36年の豪雪を契機に制定された「豪雪地帯対策特別措置法」において市内全域が豪雪地帯に、さらにほぼ全域が特別豪雪地帯に指定されています。

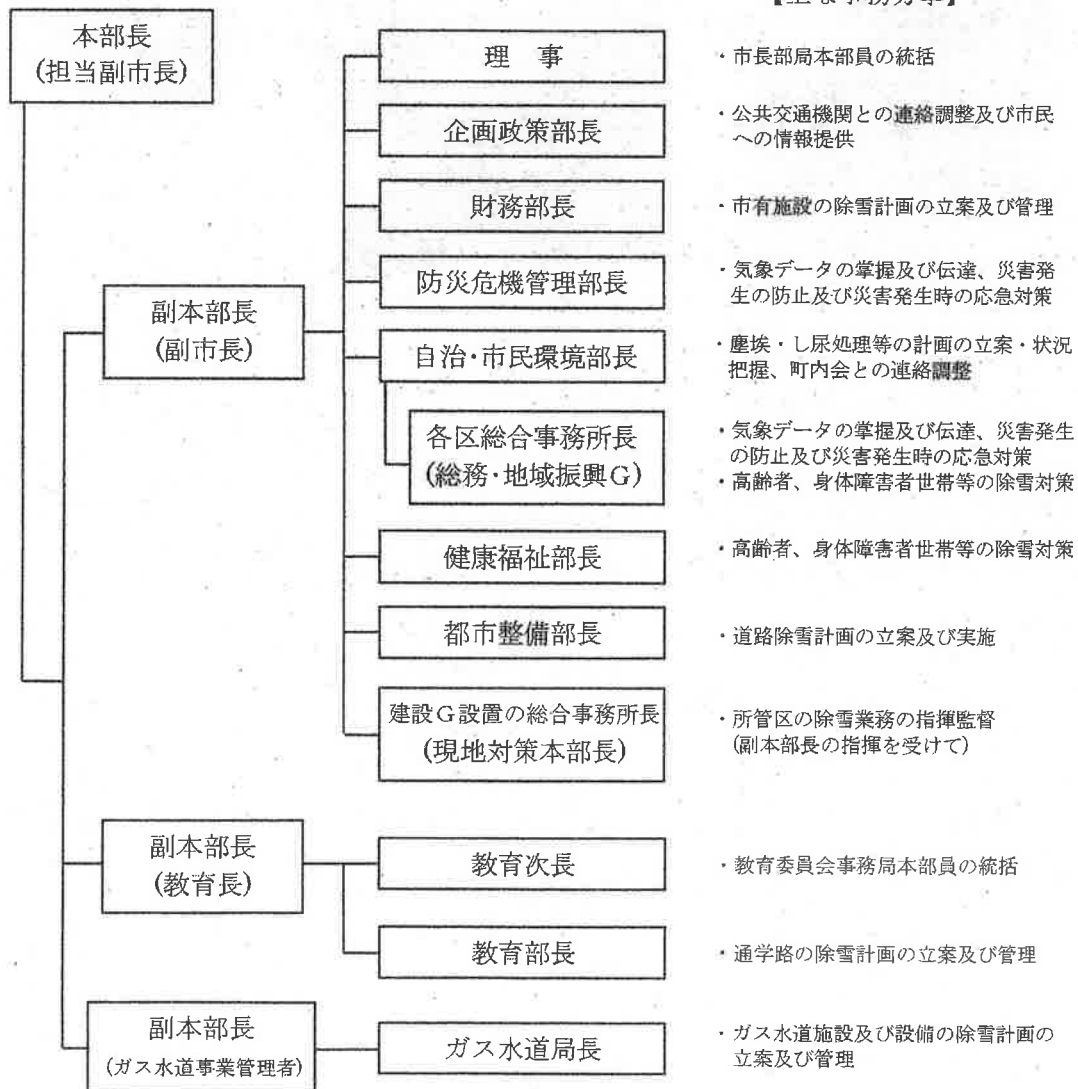
この除雪計画は、市民の日常生活や経済活動を維持するために極めて重要な施策であることから、国・県及び関係機関と連携を図るとともに、市民の自助、共助による積極的な協力を得ながら、効率的かつ効果的な除雪作業を実施し、道路交通の確保に努めることを基本方針とします。

2 体制

12月1日から翌年3月31日までの間、上越市除雪対策本部を設置し、除雪・防災に係る連絡調整を図り、冬期間の円滑な道路交通の確保や雪に起因する災害の防止に努めます。

なお、災害対策本部を設置した場合は、その指揮下に入ります。

【主な事務分掌】



3 除雪実施計画

(1) 車道除雪

① 車道除雪について

令和元年度の上越市の車道除雪延長は、約1,763kmになります。これは高速道路で、青森市から熊本市までの距離に相当します。

通常の除雪は、広い範囲を限られた時間で行う必要があることから、道路脇に雪をかき分ける除雪ドーザでの除雪を基本としており、玄関前や車庫前に残る雪の処理は、市民の皆さんにお願いしています。また、降雪量が多く、道路脇に雪壁ができる中山間地域では、ロータリ除雪車での除雪も行います。

② 除雪路線

都市の骨格をなす幹線道路のほか、一定の交通量がある地域内幹線道路、地区内の重要路線、生活道路（通勤・通学道路）などで、機械による除雪が可能な路線を除雪します。

③ 除雪延長

令和元年度の車道除雪延長は、次のとおりです。

車道除雪延長

(単位：km)

地区名	特1種	1種	2種	3種	計	市道延長	除雪率
合併前上越市	118.20	147.28	414.16	103.44	783.08	960.82	81.5%
安塚区	0.75	6.46	43.86	20.61	71.68	191.83	37.4%
浦川原区	0.00	13.52	52.19	7.39	73.10	132.89	55.0%
大島区	0.00	12.68	19.43	1.17	33.28	93.76	35.5%
牧区	0.00	14.67	29.18	27.58	71.43	134.64	53.1%
柿崎区	8.82	43.94	29.62	44.78	127.16	175.51	72.5%
大潟区	1.63	25.09	39.91	14.69	81.32	149.56	54.4%
頸城区	7.44	47.31	47.86	3.78	106.39	177.45	60.0%
吉川区	0.77	25.03	36.80	23.04	85.64	149.59	57.2%
中郷区	0.00	20.34	11.74	11.45	43.53	95.26	45.7%
板倉区	0.00	26.73	65.09	4.15	95.97	199.57	48.1%
清里区	2.99	18.18	19.25	8.96	49.38	153.65	32.1%
三和区	1.87	27.22	31.02	40.39	100.50	129.02	77.9%
名立区	0.00	20.12	11.24	8.68	40.04	81.91	48.9%
合計	142.47	448.57	851.35	320.11	1,762.50	2,825.46	62.4%

④ 除雪路線区分

道路除雪は、道路機能別に効率的な道路の除排雪作業を実施するため、次のとおり道路の種類を区分して、道路交通の確保を図ります。

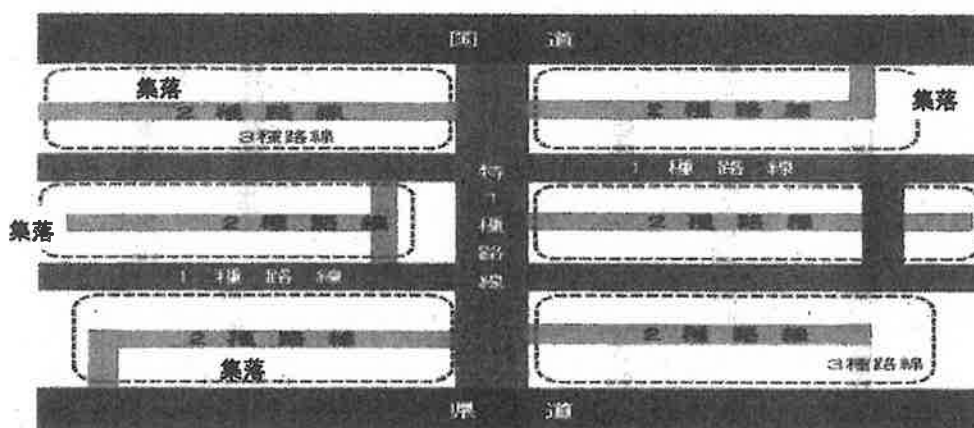
車道除雪路線区分表

区 分		路 線	除雪目標
特 1 種 路 線	重点 路線	<ul style="list-style-type: none"> ・救急指定病院や消防署周辺など、緊急車両が頻繁に通行する路線 ・上越妙高駅周辺道路や車両が集中する市街地の道路で高水準の除排雪管理が必要な路線 	常時の交通確保路線として、通常降雪時及び異常降雪時ともに必要な幅員を終日確保する。
	幹線 路線	<ul style="list-style-type: none"> ・国道、県道と接続し同程度の交通量がある路線（都市計画道路など） ・学校、公共施設及び主要バス路線など地域内の幹線道路として機能する路線 	異常降雪時は夜間に支障が出る場合があるが、それ以外は必要な幅員を終日確保する。
1 種路線		<ul style="list-style-type: none"> ・国道、県道及び幹線道路と接続し、朝夕の交通量の多い路線 ・通学路などで道路交通の確保が特に必要な路線 ・集落間を結びその路線を確保しなければ交通が遮断される路線 	必要な幅員確保を原則とするが、異常降雪時は1車線と待避所を設置する。
2 種路線		<ul style="list-style-type: none"> ・県道及び1種路線に接続し、地区内の主要道路であり、地区内住民の他にも利用が見込まれる路線 	異常降雪時は一時通行不能になる場合があるが、1車線の幅員確保と待避所の設置を原則とする。
3 種路線		<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の生活道路で交通量が少なく、主に地区内住民が利用する生活道路（幅員が4m～6m未満） 	異常降雪時は一時通行不能になる場合があるが、1車線の幅員確保を原則とする。

※ 必要な幅員とは原則、路肩の白線までとします。

※ 異常降雪時とは、大雪警報発令期間とその後3日間程度とします。

除雪路線イメージ図



⑤ 除雪出動判断基準（通常降雪時）

通常降雪時の除雪作業は、出動判断時間での積雪深により実施の判断をします。

ただし、当該路線の日中の混雑度や今後の気象予報及び従前の除雪状況等により、一時的に変更する場合があります。また、可能な限り夜間除雪は控え、早朝除雪で午前7時までの作業完了を目指しますが、朝方近くの降雪の場合には、除雪の終了が遅延することもあります。

除雪出動判断基準表

		早朝除雪	午前除雪	午後除雪	夜間除雪
除雪時間帯		2:00～7:00	8:30～12:00	13:00～17:00	20:00～24:00
出動判断時間		2:00、4:00	7:00	11:00	17:00
特 1 種 路 線	重点路線	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上	10cm 以上
	幹線路線				10cm 以上かつ 24:00 までに、 15cm 以上見込ま れる場合
1種路線			10cm 以上かつ 12:00 までに、 15cm 以上見込 まれる場合	10cm 以上かつ 17:00 までに、 15cm 以上見込ま れる場合	15cm 以上かつ 24:00 までに、 20cm 以上見込ま れる場合
2種路線			早朝除雪を行わ なかった場合 で、15cm 以上		24:00 までに、 25cm 以上見込ま れる場合
3種路線					

※ 上越妙高駅周辺道路については、上記の判断基準のほか、北陸新幹線の発着に合わせ判断を行います。

【降雪の状況による出動パターン】

- ◆午前2時、午前4時共に10cmに達していない場合
全ての路線で除雪は行わない。
- ◆午前2時時点では10cmに達していなかったが、午前4時時点で10cmに達した場合には、午前7時までに完了できる路線（上位路線を主とする）を除雪する。残った路線は、通勤・通学後の午前除雪で行う。
- ◆一日中降り続けている場合
特1種、1種路線は基準に従い除雪を行うが、2種及び3種路線は可能な限り午後除雪を実施した後、翌日の早朝除雪で対応する。



【3月の出動パターン】

午前2時に積雪が1.0cmに達しているが、雪が降り止んでおり今後も降雪の気象予報がない場合は、早朝除雪を行わない。

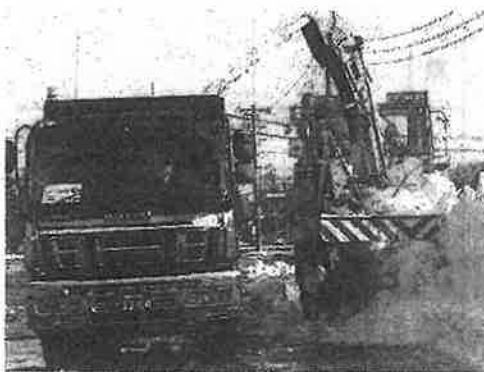
⑥ 拡幅作業

除雪により道路の幅員が狭くなり、今後の降雪で除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合には、道路脇に雪を積み上げる拡幅作業を実施します。



⑦ 排雪作業

堆雪により拡幅作業が困難になり、今後の降雪状況により著しく交通の障害が生じるおそれがある場合には、排雪作業を実施します。



⑧ 凍結防止剤散布

橋梁や勾配の急な箇所のほか、交通量が多い路線を中心に凍結防止剤を散布します。

⑨ 地吹雪時の対応

事前に市のホームページで危険箇所の周知を行うとともに、現地に注意看板を設置します。また地吹雪予測時には道路パトロールを行い、状況に応じ外出を控えていただくよう、市のホームページで周知するとともに報道機関に情報提供を行います。

なお地吹雪発生時には、道路パトロールや除雪業者からの情報のほか、関係機関及び地元関係者と連携を図り、吹き溜りの除去や一時的な通行止めを行い、通行の安全を確保します。

(2) 歩道除雪

① 歩道除雪について

令和元年度の上越市の歩道除雪延長は、約 154km になります。

通常の歩道除雪作業は、幹線道路や公共施設などで歩行者の多い歩道及び児童が多く通る通学路を中心に、小形除雪車などにより行います。一方、幅員が狭い歩道や歩道がない通学路などは、車道を拡幅することで歩行空間を確保します。

なお、異常降雪時には、車道を確保するため一時的に歩道を雪置き場とする場合がありますが、その際は、車道を可能な限り拡幅除雪することにより歩行空間を確保します。

② 除雪路線

通学路や病院、利用者が多い公共施設周辺の歩道で、機械除雪が可能な幅員を有する歩道（原則として幅員 2m 以上）を除雪します。



③ 除雪出動判断基準

歩道除雪は、国道や県道の管理者及び地元関係者と連携を図り、積雪が 10cm から 15cm に達したときに除雪を行います。

ただし、通行量や歩道形態等により、これによりがたい場合は個別に対応します。

④ 除雪目標

異常降雪時で通行不能になる場合を除き、歩行空間を確保します。

⑤ 除雪延長

令和元年度の歩道の除雪延長は、次のとおりです。

歩道除雪延長

(単位：km)

地区名	早朝	日中	計	歩道延長	除雪率
合併前上越市	102.38	6.00	108.38	187.33	57.9%
安塚区	2.27	0.00	2.27	9.82	23.1%
浦川原区	1.23	0.00	1.23	2.82	43.6%
大島区	0.00	0.00	0.00	0.22	0.0%
牧区	0.05	0.00	0.05	1.14	4.4%
柿崎区	2.35	0.00	2.35	6.72	35.0%
大潟区	0.16	2.66	2.82	13.08	21.6%
頸城区	9.14	0.00	9.14	27.82	32.9%
吉川区	4.26	0.00	4.26	7.29	58.4%
中郷区	0.98	0.00	0.98	3.58	27.4%
板倉区	6.02	0.00	6.02	7.35	81.9%
清里区	5.73	0.00	5.73	8.23	69.6%
三和区	9.21	0.00	9.21	13.30	69.2%
名立区	0.75	0.67	1.42	1.63	87.1%
合計	144.53	9.33	153.86	290.33	53.0%

⑥ 排雪作業

堆雪が多くなり機械除雪が困難な路線及び個所については、車道の排雪に併せ、歩道の排雪を実施します。



※幅員が狭い歩道は、車道の拡幅除雪により歩行空間を確保します。

(3) 狭隘^{きょうあい}道路（日中）除雪

① 狭隘道路（日中）除雪について

道路の幅員が狭く（4m未満）通常の除雪機械（除雪ドーザ）が入ることができない道路、又はかき分け除雪した雪を路肩に置くと車道1車線を確保できない、いわゆる狭隘道路は小形除雪車による除雪を行います。

このような道路は、地域の皆さんの協力のもと雪置き場の確保など一定の条件が整った場合に、早朝除雪終了後の日中に除雪を行います。

② 除雪路線

原則小形除雪車が入る幅員を有している市道について、雪置き場の確保や除雪時間を日中にするなど、地域の協力が得られた場合に限り除雪を行います。なお、路線によっては歩道除雪と一連で作業することが効率的と判断した場合には、早朝に除雪作業を行います。

③ 除雪出動判断基準

早朝除雪の終了後、個々の道路状況に応じて出動します。

④ 除雪目標

異常降雪時を除き、1車線の幅員を確保します。

⑤ 除雪延長 （単位：km）

地区名	延長
合併前上越市	16.69
牧区	0.14
頸城区	0.17
吉川区	0.90
中郷区	0.10
板倉区	2.18
清里区	3.37
三和区	0.90
合計	24.45

⑥ 排雪作業

堆雪により雪置き場にこれ以上雪を置けず、今後の降雪で除雪路線区分に掲げる幅員を確保することが困難と見込まれる場合、排雪のためのダンプトラックが乗入れできる路線については、排雪作業を実施します。

4 消融雪施設

当市の除雪は機械除雪を基本としていますが、幹線道路や積雪が多い地域、又は家屋連担地域の市道の一部に、消雪パイプや流雪溝などの消融雪施設を設置しています。

この消融雪施設は、毎年 12 月から確実に効果を発揮するよう降雪前点検を実施しています。

なお、消雪用地下水の揚水量が増加し地盤沈下が進行するおそれがあると認められた場合に、新潟県の条例により合併前上越市を中心とする地下水揚水規制区域内では、注意報や警報が発令されます。この場合、地下水の節水や削減対策により、消雪パイプの運転ができなくなることがあります。

(1) 消雪パイプ

① 延長

令和元年度の市道の消雪パイプ延長は、約 73 km です。

消雪パイプ延長

(単位：km)

合併前 上越市	柿崎区	大潟区	頸城区	中郷区	板倉区	清里区	三和区	合計
24.67	1.63	0.98	0.52	22.12	12.01	8.97	1.69	72.59

※市が管理している消雪パイプは融雪用電力を使用しているため、降雪にかかわらず午後 2 時から 3 時と午後 4 時から 5 時の 1 日 2 回散水を休止します。

② 消雪施設の集中管理

合併前上越市、三和区及び頸城区では、降雪状況に応じて運転する消雪パイプ集中管理システムを導入し、地下水揚水量の削減を図り、地盤沈下の防止に努めています。

(2) 流雪溝

① 延長

令和元年度の市道の流雪溝延長は、約 17 km です。

流雪溝延長

(単位：km)

合併前 上越市	浦川原区	柿崎区	中郷区	合計
11.12	0.63	0.53	5.06	17.34

※河川水を利用するため、水位が低い場合には運転できない場合があります。

② 流雪溝の管理・運転

市は、流雪溝が設置されている町内会に主体的な揚水ポンプの管理・運転を行ってもらうため、流雪溝ポンプの操作管理を委託しています。

5 雪捨て場

市民の方も利用できる雪捨て場を、積雪状況に応じて開設します。雪捨て場は広い敷地が必要であり、融雪水の処理やダンプトラックの騒音などを考慮して河川敷などに雪捨て場を開設します。

なお、開設場所及び時期は市のホームページなどで周知し、開設します。

6 市民への情報提供と協力依頼

道路除雪を円滑に行うため市民の皆さんに情報提供を行うとともに協力を依頼します。

(1) 道路除雪に対する情報提供

- ① 除雪事業に対し地域の協力をいただくため、地区別に町内会を対象とする除雪会議を実施します。
- ② 広報上越に除雪特集を掲載し、市民の皆さんに協力を求めます。
- ③ 市ホームページで、除雪車の出動状況や降雪予報などを提供します。
- ④ 地吹雪対応では、地吹雪発生予想箇所の周知を行うとともに、地吹雪が予想される場合は、市ホームページなどで周知します。

(2) 道路除雪に対する協力依頼事項

○ 車両の適切な駐車

除雪作業の妨げになる路上駐車や歩道を占有する駐車はしないでください。

○ 樹木や消雪施設の適切な管理

樹木や乗入用鉄板が道路に出ていると重大な事故を引き起こすおそれがあります。また消雪用ビニールホースは絶対に道路に出したままにしないでください。

○ 作業中の除雪車に近寄らない

除雪作業中は運転席からの見通しが悪く、事故に巻き込まれる危険がありますので、除雪車には絶対に近寄らないでください。

○ 敷地内から道路への雪出し禁止

敷地内から道路へ雪を出すと通行が妨げられ渋滞や事故発生のおそれがあります。敷地内の雪は道路に出さないでください。なお、屋根の雪下ろしでやむを得ず道路に雪を下したときは速やかに片付けるようにお願いします。

○ 急な降雪や暴風雪に備えた準備

車の立ち往生やスリップ事故は除雪作業を遅らせる原因のひとつです。初雪が早い山間地域などは、スノータイヤの早めの装着をお願いします。

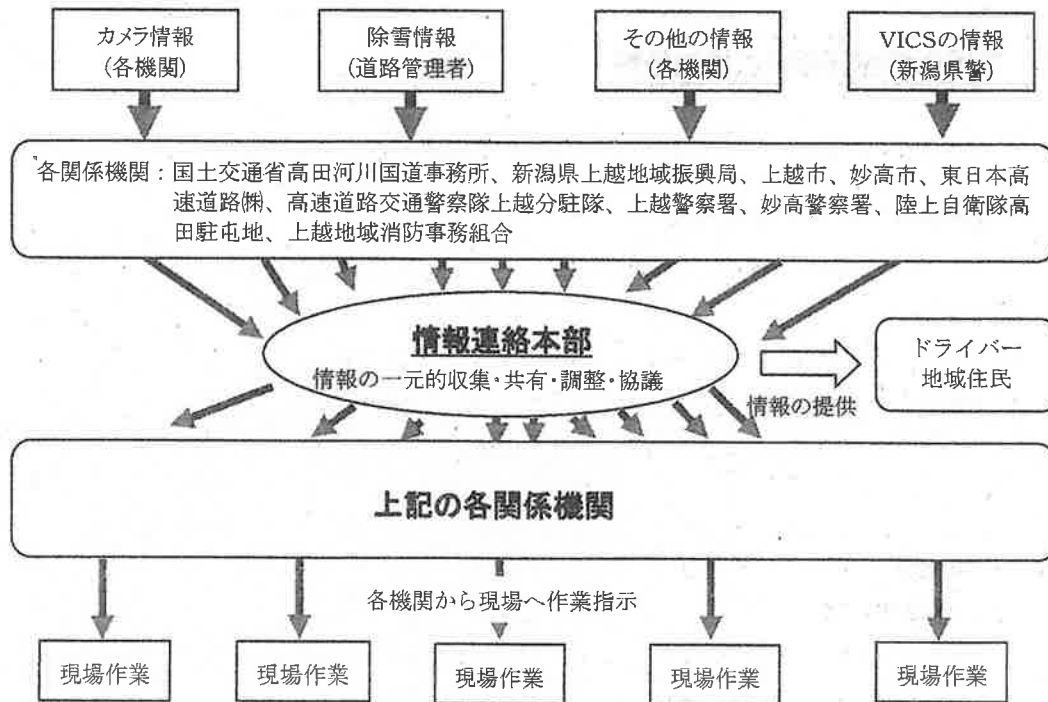
また、暴風雪時に外出する場合は気象情報等に注意し十分な装備をお願いします。

○ 玄関前・車庫前の雪処理

除雪車は道路脇に雪をかき分けて除雪します。玄関前や車庫前に残る雪は、各家庭や地域で助け合いながら処理していただくようお願いします。

7 関係機関との連携

異常降雪や暴風雪などにより、幹線道路等での除雪障害の発生、交通事故の頻発、大規模な交通渋滞が懸念される場合には、関係機関となる国土交通省、新潟県、上越市、妙高市、東日本高速道路(株)、新潟県警察、陸上自衛隊及び上越地域消防事務組合の各機関が道路交通の確保を図るため、情報連絡本部を設置して連携を図ります。



8 共助による地域除雪の支援

市では地域の共助による除雪を推進するため、狭隘な市道や私道の除雪のほか、高齢者宅前などの雪処理を地域が共同で行うことを条件に、小型除雪機の購入費の一部を補助します。

(1) 対象者

市道、又は私道の除雪を共同で行う原則5戸以上の団体
(共同で除雪できる範囲に5戸以上ない場合は、5戸未満であっても補助対象になる場合もあります。)

(2) 補助内容

小型除雪機の購入費の40%以内で、1台につき80万円が上限
(申込件数によっては、全ての要望に対応できない場合があります。)

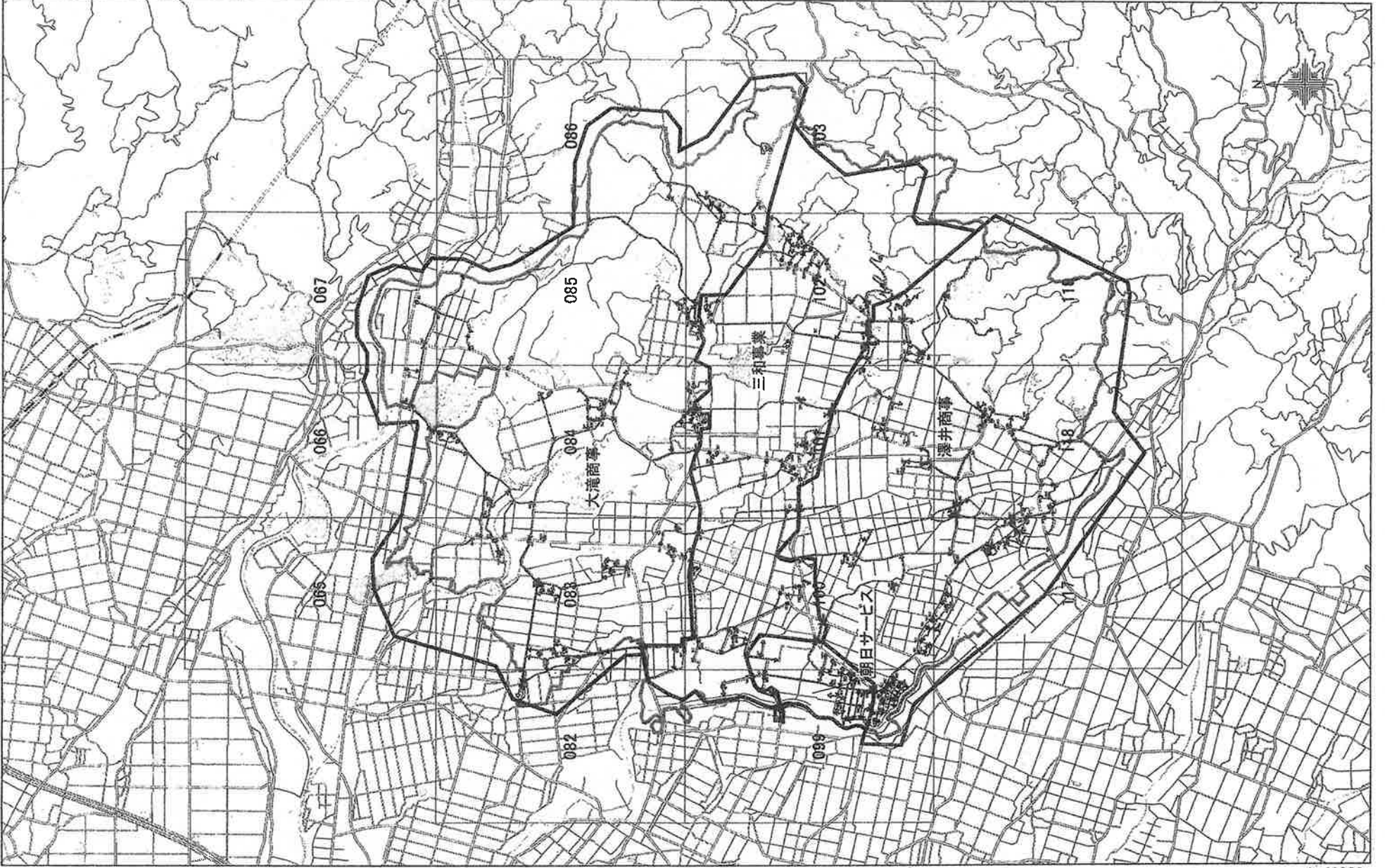
(3) 対象となる小型除雪機

新品の除雪機で、機関出力が13馬力級以上

車道除雪路線表

三和区

1 除雪事業者区域割図



1: 40000

車 道 除 雪 路 線 表

朝日サービス

(km)

番号	路線番号	路線名	区 間	特1種	第1種	第2種	第3種	総延長
1	2-07	野中島線	県道上越安塚柏崎線(ローソン)～「野」集落～県道新井柿崎線(野村交差点)			0.90		0.90
2	2-18	野岡木線	県道上越安塚柏崎線(番町交差点)～三和上越線(三和西部工業団地)		1.34			1.34
3	3-17	若宮線	県道上越安塚柏崎線(野)～善巧寺入口				0.15	0.15
4	3-49	中島線	野岡木線(野集落)～県道上越安塚柏崎線(だるま家)				0.09	0.09
5	3-53	西部1号線	野岡木線～工業団地(ホシノ工業南脇)			0.30		0.30
6	3-53	西部1号線	三和西部工業団地(ホシノ工業)～三和上越線			0.23		0.23
7	3-54	西部2号線	三和西部工業団地(ホシノ工業三和事務所北通り)			0.20		0.20
8	3-55	西部3号線	三和西部工業団地(髙杉田味噌醸造所南通り)			0.19		0.19
9	3-75	日和町1号線	県道上越安塚柏崎線(カーコンビニ倶楽部)～日和町公園			0.47		0.47
10	3-76	日和町2号線	川浦橋～日和町公園～調整池北			0.44		0.44
11	3-77	日和町3号線	野岡木線～日和町2号線(ゲートホール場前通り)				0.31	0.31
12	3-78	日和町4号線	野岡木線(市営三和住宅)～日和町2号線				0.32	0.32
13	3-79	日和町5号線	ローソン西団地～日和町2号線(三和愛宕の園前通り)				0.43	0.43
14	3-80	日和町6号線	日和町3号線～日和町中央通り				0.28	0.28
15	3-81	日和町7号線	日和町6号線～日和町調整池				0.10	0.10
16	3-89	野南線	県道上越安塚柏崎線(ローソン北)～日和町団地				0.05	0.05
17	4-07	番町宮前線	県道上越安塚柏崎線(ヤマハ音楽教室)～日和町2号線				0.18	0.18
18	4-145	若宮北線	県道上越安塚柏崎線～野中島線				0.18	0.18
19	4-168	野西線	野岡木線～善巧寺南団地				0.07	0.07
20	4-27	野西坪線	野中島線～野岡木線				0.39	0.39
		合 計			1.34	2.72	2.55	6.61

大滝商事

(km)

番号	路線番号	路線名	区 間	特1種	第1種	第2種	第3種	総延長
1	1-07	島倉神田本郷線	県道上越安塚浦川原線(三和中学校東)～神田集落～県道上越新井線(本郷)		3.06			3.06
2	1-08	本郷米子線	県道上越新井線(本郷)～下広田下広田～米子集落	0.57		1.04		1.61
3	1-09	沖柳石川線	県道新井柿崎線(沖柳)～石川集落		0.82			0.82
4	1-10	沖柳越柳線	県道新井柿崎線(沖柳)～青野池		1.56			1.56
5	1-11	北代山本線	県道上越安塚浦川原線(北代)～山本ぶどう園			2.09		2.09
6	1-12	末野今熊線	県道三和新井線(末野)～浦川原区今熊		0.96			0.96
7	2-03	山高津弘沢線	県道上越安塚柏崎線(岡田大池)～弘沢地内			1.55		1.55
8	2-05	米子広井線	駒林小泉線(米子三叉路)～下広田広井線		0.99			0.99
9	2-06	越柳線	美守小学校～沖柳越柳線(長池)		0.67			0.67
10	2-14	末野末野新田線	国道253(美守郵便局)～県道三和新井線(末野交差点)		0.80			0.80

車道除雪路線表

11	2-15	神田北代線	島倉神田本郷線(神田)～県道三和新井線(塔ノ輪)、塔ノ輪・北代集落地先			0.40	0.41	0.81
12	2-17	広田線	県道上越安塚浦川原線(上広田)～下広田集落地先			0.85		0.85
13	3-30	島倉線	県道三和新井線～島倉集落地先				0.29	0.29
14	3-32	山高津線	県道上越安塚柏崎線(喫茶去)～山高津弘沢線				0.97	0.97
15	3-33	北代弘沢線	山高津弘沢線～弘沢南集落地先				0.17	0.17
16	3-35	錦柳林線	県道新井柿崎線(錦橋)～錦川橋南三叉路				0.63	0.63
17	3-37	広井線	米子中央線～下広田広井線				0.22	0.22
18	3-38	下広田線	下広田集落地先				0.10	0.10
19	3-39	上広田東割線	上広田集落地先				0.09	0.09
20	3-40	沖柳上越線	県道新井柿崎線～越柳線(沖柳池)				0.67	0.67
21	3-41	沖柳中央線	県道新井柿崎線(桑曾根川橋北)～沖柳集落地先				0.18	0.18
22	3-43	神田線	神田北代線～県道三和新井線			0.37		0.37
23	3-44	原山線	島倉神田本郷線～県道三和新井線				0.79	0.79
24	3-45	吉田線	越柳集落地先				0.11	0.11
25	3-46	山之腰々前線	県道三和新井線～山越新田集落地先				0.20	0.20
26	3-50	下広田広井線	本郷米子線(下広田)～米子広井線	1.14				1.14
27	3-51	下広田中央線	本郷米子線～下広田広井線				0.25	0.25
28	3-71	山高津池中線	山高津弘沢線～上池				0.11	0.11
29	3-83	北代山高津線	北代山本線～山高津弘沢線			0.98		0.98
30	3-85	末野南線	末野今熊線～山越新田集落地先				0.48	0.48
31	3-91	米子中央線	米子集落地先			0.50		0.50
32	4-111	米子三百寺線	米子中央線～米子広井線				0.05	0.05
33	4-113	神田西坪1号線	神田集落地先				0.06	0.06
34	4-116	塔ノ輪線	神田北代線～塔ノ輪集落地先				0.11	0.11
35	4-132	道上線	島倉線～桑曾根川				0.06	0.06
36	4-136	上広田屋敷廻線	上広田集落地先				0.16	0.16
37	4-139	神田南坪線	島倉神田本郷線～神田北代線			0.27		0.27
38	4-148	錦向坪西線	いがらし医院南集落地先				0.09	0.09
39	4-151	本郷南坪東側線	県道新井柿崎線～本郷集落地先				0.07	0.07
40	4-154	浜橋線	国道253号～末野末野新田線				0.16	0.16
41	4-156	島倉大権寺線	島倉橋～島倉中道線				0.16	0.16
42	4-165	上広田西線	県道上越安塚浦川原線～広田線				0.32	0.32
43	4-43	島倉麻畑線	島倉集落地先				0.24	0.24
44	4-44	島倉竹ノ花線	島倉集落地先				0.07	0.07
45	4-45	島倉中道線	島倉集落地先				0.29	0.29
46	4-46	島倉蓮池線	県道三和新井線(島倉)～谷内池				0.49	0.49

車 道 除 雪 路 線 表

47	4-47	島倉南線	島倉集落内					0.08	0.08
48	4-52	山高津池端線	山高津地内(上池西通り)					0.12	0.12
49	4-53	北代屋敷線	北代山本線～北代集落内					0.35	0.35
50	4-54	北代屋敷通線	北代屋敷線～北代集落地先					0.08	0.08
51	4-57	錦向坪線	錦川西集落内					0.14	0.14
52	4-59	米子線	本郷米子線～米子広井線(三叉路)					0.43	0.43
53	4-60	米子広井東沖線	本郷米子線～下広田広井線					0.29	0.29
54	4-61	下広田屋敷添線	下広田集落内					0.10	0.10
55	4-62	上広田線	上広田集落内					0.07	0.07
56	4-63	本郷北坪線	県道新井柿崎線～越柳線(桑曾根川南通り)					0.46	0.46
57	4-64	沖柳環状線	沖柳集落内					0.30	0.30
58	4-65	越柳松葉線	越柳集落内					0.08	0.08
59	4-66	下越環状線	越柳(青野池側)集落内					0.31	0.31
60	4-67	神田前田線	神田集落内					0.14	0.14
61	4-68	神田北坪線	島倉神田本郷線～神田線					0.35	0.35
62	4-70	神田西坪線	神田集落内					0.07	0.07
63	4-71	末野久保田線	国道253号(末野東)～末野新田交差点					0.25	0.25
64	4-80	島倉越前線	県道上越安塚浦川原線～県道三和新井線					0.09	0.09
65	4-84	山高津山ノ脇線	山高津線～山高津払沢線					0.11	0.11
66	4-85	北代中野線	県道上越安塚浦川原線～北代集落内					0.20	0.20
67	4-86	錦南坪線	錦集落内					0.08	0.08
68	4-88	神田長峰線	県道三和新井線～神田北集落地先					0.17	0.17
69	4-89	米子1号線	米子集落内					0.10	0.10
70	4-90	米子広井東沖1号線	広井町内会館前通り					0.07	0.07
71	4-94	下越西通線	越柳(青野池側)集落内					0.44	0.44
72	CB1	上青野1号線	上青野地内(合併前上越市)		0.36				0.36
73	CB26	駒林小泉線	駒林地内(合併前上越市)		0.40				0.40
74	P1-13	桑曾根法定寺線	三和区桑曾根～浦川原区法定寺地内	浦川原区で除雪					(1.05)
75	P3-50	下広田広井線	長岡交差点(米子広井線)～小泉(上越三和北線)	合併前上越市で除雪					(0.16)
		合 計		1.71	9.62	8.05	12.88	32.28	

澤井商事

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特 1 種	第 1 種	第 2 種	第 3 種	総延長
1	4-14	水科屋敷廻線	水科線～水科集落地先				0.06	0.06
2	1-01	水科線	県道上越安塚柏崎線(番町)～水科古墳群(牧区境(宮口))		3.88	0.66		4.54
3	1-02	牛町鴨井線	三和ファミリ一齒科前交差点～県道三和新井線(大「三叉路」)		1.57			1.57

(km)

車 道 除 雪 路 線 表

4	1-03	里五十公野線	里公小学校～三和上越線(下中)		1.96		1.96
5	1-05	大東大西線	県道上越安塚柏崎線(上杉小南)～ 県道三和新井線(大西)		1.78		1.78
6	2-07	野中島線	県道新井柿崎線(野)～里五十公野 線(鴨井溜池東)			1.39	1.39
7	2-08	中野城ノ腰線	中野交差点～県道三和新井線(飯田 橋右岸)			0.61	0.61
8	2-09	法花寺田村線	法花寺(交差点)～里五十公野線(下 田村公園)～下田村集落			1.93	0.11 2.04
9	2-10	市場宮口線	県道三和新井線(水吉:最勝寺)～三 和区水科(区境)			0.85	0.85
10	2-10	市場宮口線	大東大西線(大西)～県道三和新井 線(水吉)			1.24	1.24
11	2-11	多能池線	大東大西線(大東)～多能池			1.62	1.62
12	2-12	今保大西線	今保線～大東大西線				0.23 0.23
13	2-13	大西三村新田線	大西会館～県道上越安塚柏崎線(三 村会館)			0.58	0.58
14	3-01	川浦中道線	川浦北辰会館南通り				0.09 0.09
15	3-02	窪法花寺線	法花寺交差点～窪神社				0.28 0.28
16	3-03	草之山線	法花寺集落内				0.24 0.24
17	3-04	新町線	県道三和新井線(水科)～水科線				0.21 0.21
18	3-05	田中線	県道三和新井線(水科)～上江用水				0.17 0.17
19	3-06	水吉線	市場宮口線～県道三和新井線				0.64 0.64
20	3-07	水吉鴨井線	県道三和新井線(水吉)～鴨井集落		0.38		0.38
21	3-08	水吉山手線	県道三和新井線～市場宮口線				0.65 0.65
22	3-09	窪水吉線	県道三和新井線～水吉線				0.28 0.28
23	3-10	赤坂線	水吉集落内				0.05 0.05
24	3-11	鴨井線	牛町鴨井線～鴨井会館東通り				0.24 0.24
25	3-12	上田中坪線	牛町鴨井線～法花寺田村線(上田集 落)				0.32 0.32
26	3-13	上田西浦線	牛町鴨井線～上田集落				0.16 0.16
27	3-14	下田鍛屋敷線	下田集落				0.22 0.22
28	3-19	今保線	県道上越安塚柏崎線～今保集落内 道路				0.59 0.59
29	3-21	今保大東線	県道上越安塚柏崎線～大東大西線 (大東)				0.41 0.41
30	3-23	大東線	大東大西線(大東町内会館東側集落 内道路)				0.80 0.80
31	3-24	大東住吉線	大西大東線～市場宮口線				0.20 0.20
32	3-57	石山線	多能池線～ひなた荘			0.87	0.87
33	3-58	井ノ口法花寺線	三和区総合事務所～下田集落東			1.03	1.03
34	3-60	平成団地1号線	神明町団地内				0.10 0.10
35	3-61	平成団地2号線	神明町団地内				0.08 0.08
36	3-62	平成団地3号線	神明町団地内				0.18 0.18
37	3-63	平成団地4号線	神明町団地内				0.08 0.08
38	3-64	平成団地5号線	神明町団地内				0.18 0.18
39	3-65	平成団地6号線	神明町団地内				0.07 0.07

車 道 除 雪 路 線 表

40	3-66	平成団地7号線	神明町団地内				0.17	0.17
41	3-67	平成団地8号線	神明町団地内				0.26	0.26
42	3-68	平成団地9号線	神明町団地内				0.02	0.02
43	3-69	平成団地10号線	神明町団地内				0.42	0.42
44	3-86	中野環状線	中野集落内				0.29	0.29
45	3-90	法花寺中野線	法花寺交差点～中野集落				0.61	0.61
46	4-01	川浦中央線	水科線～川浦東西線				0.05	0.05
47	4-01	川浦中央線	川浦集落内				0.03	0.03
48	4-02	川浦堤防線	水科線～川浦南線				0.13	0.13
49	4-03	川浦塔之越線	川浦集落内				0.05	0.05
50	4-04	川浦西線	川浦集落内				0.11	0.11
51	4-05	川浦東線	川浦集落内				0.14	0.14
52	4-06	川浦古川線	川浦集落内				0.07	0.07
53	4-08	中野屋敷廻線	中野会館南通り				0.10	0.10
54	4-09	窪屋敷付線	窪法花寺線～中野城ノ腰線(窪集落内)				0.29	0.29
55	4-10	法花寺高船線	法花寺(諏訪社)～水科線				0.16	0.16
56	4-103	上中島1号線	上中島集落内				0.07	0.07
57	4-119	コフケ田1号線	窪集落内				0.17	0.17
58	4-12	コフケ田線	窪集落内				0.14	0.14
59	4-121	川浦東西線	川浦堤防線～川浦東線				0.53	0.53
60	4-123	市場南方1号線	大東集落内				0.04	0.04
61	4-126	水科下中坪線	新町線(水科)～田中線				0.18	0.18
62	4-127	水吉白岩線	水吉山手線～水吉地先				0.06	0.06
63	4-129	大西下坪線	大東大西線～大西地先				0.13	0.13
64	4-13	水科南田線	県道三和新井線～水科地先				0.33	0.33
65	4-137	川浦塔ノ越2号線	川浦集落内				0.08	0.08
66	4-138	川浦薬師南線	川浦薬師～川浦堤防線				0.27	0.27
67	4-15	水吉ココ川原線	市場宮口線～水吉集落地先				0.10	0.10
68	4-169	水吉西坪北線	市場宮口線～水吉地先				0.07	0.07
69	4-170	窪西線	三和区窪地内				0.21	0.21
70	4-18	水吉宮田線	県道三和新井線～水吉地内				0.18	0.18
71	4-19	鴨井腰前線	牛町鴨井線～上江用水沿い				0.13	0.13
72	4-20	鴨井西通線	鴨井会館西通り				0.39	0.39
73	4-21	下田東中央線	下田町内会館～田村神社				0.27	0.27
74	4-26	上中島線	野中島線～上中島地先				0.08	0.08
75	4-29	今保中坪線	県道上越安塚柏崎線～今保集落内				0.08	0.08

車 道 除 雪 路 線 表

76	4-30	今保前田線	今保(新溜)～今保大東線				0.26	0.26
77	4-32	大東戸沢線	大東線～大東地先				0.23	0.23
78	4-34	市場南方線	多能池線～大東住吉神社				0.06	0.06
79	4-35	大東宮前線	大東線～大東地先				0.16	0.16
80	4-36	大西寺前線	県道三和新井線～大東大西線				0.37	0.37
81	4-37	大西前浦田線	大東大西線～大西地先				0.12	0.12
82	4-74	川浦南線	水科線(川浦集落西入口)～川浦堤防線				0.73	0.73
83	4-76	水吉西坪線	県道三和新井線～水吉西坪北線				0.07	0.07
84	4-91	鴉井西通1号線	鴉井西通線～鴉井集落地先				0.09	0.09
85	4-99	鴉井中道線	鴉井会館南通り				0.04	0.04
86	P2-10	市場宮口線	三和区水科地内	牧区で除雪				(0.16)
		合 計			9.57	10.78	15.18	35.53

三和事業

番号	路線番号	路 線 名	区 間	特1種	第1種	第2種	第3種	総延長
1	1-04	下中岡木線	県道新井柿崎線(下中バス停)～県道上越安塚浦川原線(岡木)		1.76			1.76
2	1-06	今保北代線	北代山本線～県道上越安塚柏崎線(今保)		1.80			1.80
3	2-01	井ノ口岡木線	すいせんの里(井ノ口)～柳林地内			1.07		1.07
4	2-01	井ノ口岡木線	柳林三叉路～岡木(十二神社)			1.20		1.20
5	2-02	所山田岡田線	県道上越安塚柏崎線(所山田バス停)～岡田大池東			1.03		1.03
6	2-04	岡木線	下中岡木線～県道上越安塚浦川原線(小橋)			0.64		0.64
7	2-07	野中島線	県道上越安塚柏崎線～県道新井柿崎線(野)			0.23		0.23
8	2-13	大西三村新田線	県道上越安塚柏崎線(三村会館)～所山田島倉線(下田島)			0.59		0.59
9	2-16	所山田島倉線	県道上越安塚柏崎線(所山田)～県道上越安塚浦川原線(島倉)			2.43		2.43
10	2-18	野岡木線	県道三和上越線(網渡部工業)～網サトコウ建材分社			0.31		0.31
11	3-15	下中線	県道上越安塚柏崎線～県道新井柿崎線(下中)				0.18	0.18
12	3-16	稲原線	県道上越安塚柏崎線(所山田集落センター)～島倉				0.27	0.27
13	3-19	今保線	上越安塚柏崎線(大東バス停「南」)～大東大西線				0.24	0.24
14	3-19	今保線	県道上越安塚柏崎線「北」(上杉小学校グランド前通り)		0.18			0.18
15	3-20	今保大海道線	上杉小学校西～今保北代線(今保営農組合)		0.37			0.37
16	3-26	三村新田線	県道上越安塚柏崎線～大西三村新田線				0.07	0.07
17	3-27	井ノ口線	県道上越安塚柏崎線(三和駐在所)～宮川橋～県道三和新井線～井ノ口集落				0.58	0.58
18	3-28	井ノ口錦線	県道上越安塚柏崎線(笹川橋)～三和愛宕の園～太陽光発電所				0.84	0.84
19	3-29	井ノ口前田線	県道上越安塚柏崎線～井ノ口集落地内				0.34	0.34
20	3-31	居村線	県道上越安塚浦川原線～所山田岡田線				0.95	0.95
21	3-52	三和上越線	三和区総合事務所西交差点～西部産業団地～米岡大橋		2.58			2.58





車 道 除 雪 路 線 表

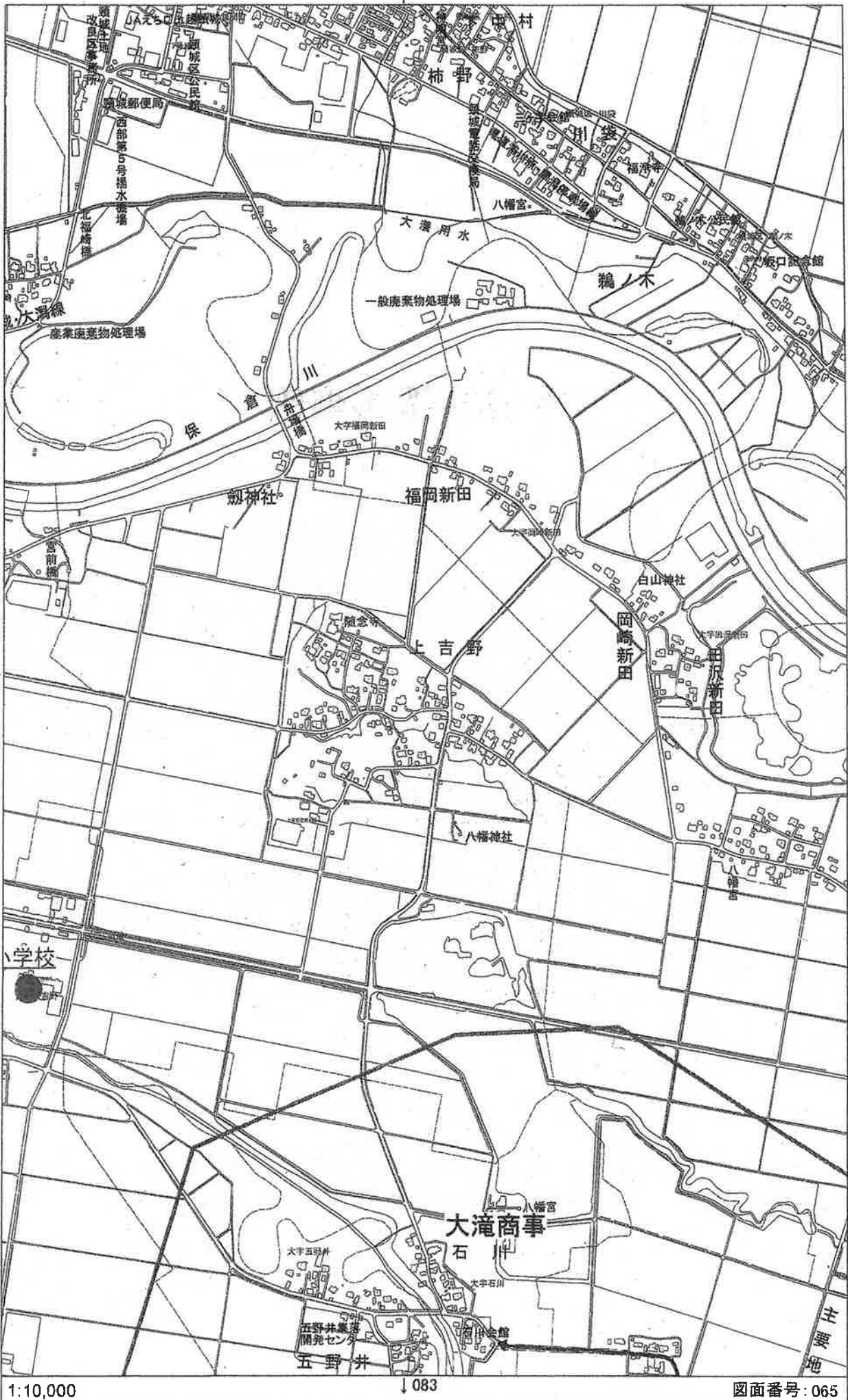
22	3-56	西部4号線	㈱サトコウ建材分社北通り			0.13	0.13
23	3-59	西部5号線	吉則螺子製作所前通り			0.04	0.04
24	3-72	西部産業団地1号線	西部産業団地4号線～三和上越線			0.57	0.57
25	3-73	西部産業団地2号線	下中岡木線～西部産業団地1号線			0.29	0.29
26	3-74	西部産業団地3号線	下中岡木線～ウエカツ工業㈱北通り			0.27	0.27
27	3-82	浮島中坪線	県道上越安塚浦川原線～浮島～県道三和新井線			0.67	0.67
28	3-84	大東和合線	県道上越安塚柏崎線～大東社地山線(パノラマライン)			0.69	0.69
29	3-87	岡木北通線	下中岡木線～岡木線			0.24	0.24
30	3-88	大東社地山線	大東和合線～パノラマライン			0.84	0.84
31	4-102	下中腰前線	県道新井柿崎線～下中岡木線 県道上越安塚柏崎線～下中集落内			0.29	0.29
32	4-104	井ノ口錦1号線	県道三和新井線～井ノ口錦線			0.08	0.08
33	4-105	井ノ口中央1号線	井ノ口集落内			0.03	0.03
34	4-106	浮島中通線	浮島中坪線～浮島地先			0.03	0.03
35	4-108	下新保前田1号線	下新保集落内			0.14	0.14
36	4-140	井ノ口北部線	県道三和新井線～三和保育園南通り			0.22	0.22
37	4-141	稲原狐畑線	稲原線～西部産業団地1号線			0.13	0.13
38	4-142	柳林於菊畑線	井ノ口岡木線～柳林集落内			0.07	0.07
39	4-166	岡田1号線	県道上越安塚柏崎線～岡田中通線			0.19	0.19
40	4-167	所山田線	県道上越安塚柏崎線～所山田浦田線			0.12	0.12
41	4-24	下中南坪線	里五十公野線～井ノ口地先			0.17	0.17
42	4-25	下中南屋敷線	県道上越安塚柏崎線～井ノ口地先			0.09	0.09
43	4-28	今保所山田線	所山田岡田線～所山田地先			0.05	0.05
44	4-33	大東馬喰道線	今保線～大東和合線			0.09	0.09
45	4-38	三村新田堤脇線	大西三村新田線～三村新田集落内			0.16	0.16
46	4-39	井ノ口中央線	井ノ口線～県道上越安塚柏崎線～ 県道三和新井線			0.41	0.41
47	4-40	井ノ口前田北線	井ノ口集落内			0.11	0.11
48	4-42	島倉浮島線	県道三和新井線～浮島中坪線			0.15	0.15
49	4-48	下田島腰前線	下田島集落内			0.18	0.18
50	4-49	所山田浦田線	所山田集落内			0.24	0.24
51	4-50	岡田北通線	県道上越安塚柏崎線～所山田岡田線(岡田大池南通り)			0.47	0.47
52	4-51	岡田寺前線	所山田岡田線～岡田集落センター			0.19	0.19
53	4-55	下新保前田線	県道上越安塚浦川原線～下新保集落内			0.26	0.26
54	4-58	柳林屋敷線	県道新井柿崎線～井ノ口岡木線			0.17	0.17
55	4-73	岡田中通線	所山田岡田線～岡田集落内			0.19	0.19
56	4-78	大東十来線	大東線～大東和合線(パノラマライン)			0.11	0.11
57	4-79	浮島線	浮島集落内			0.10	0.10

車 道 除 雪 路 線 表

58	4-83	岡田寺南線	厩村線～覚願寺南				0.10	0.10
59	CC107	上越三和南線	米岡地内(合併前上越市)	0.16				0.16
		合 計		0.16	6.69	9.47	9.78	26.10

車道除雪路線図

車道除雪路線凡例	
	特 一 種 路 線
	一 種 路 線
	二 種 路 線
	三 種 路 線



066

1:10,000

083

図面番号: 065



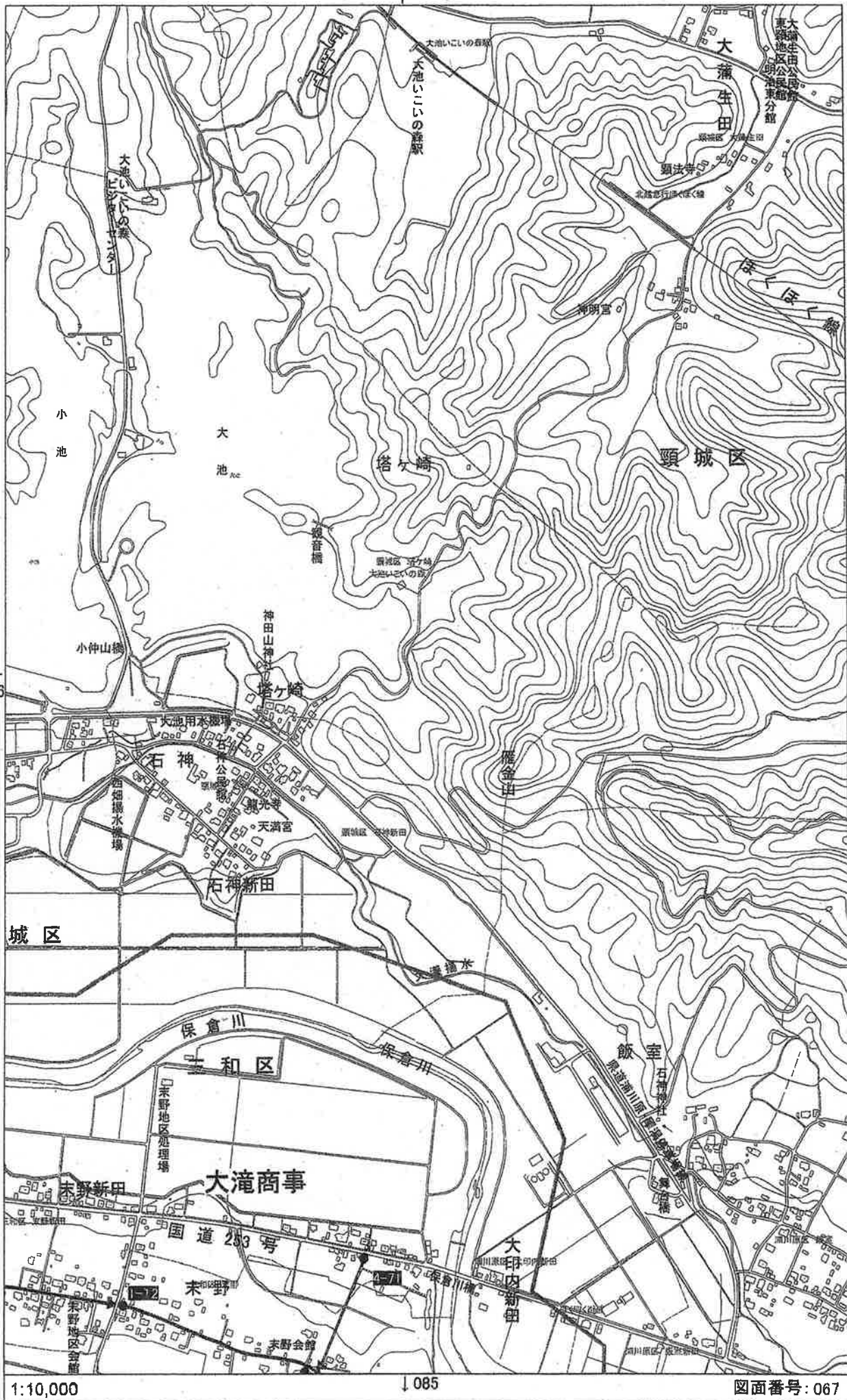
065

067

1:10,000

084

図面番号: 066



1:10,000

↓085

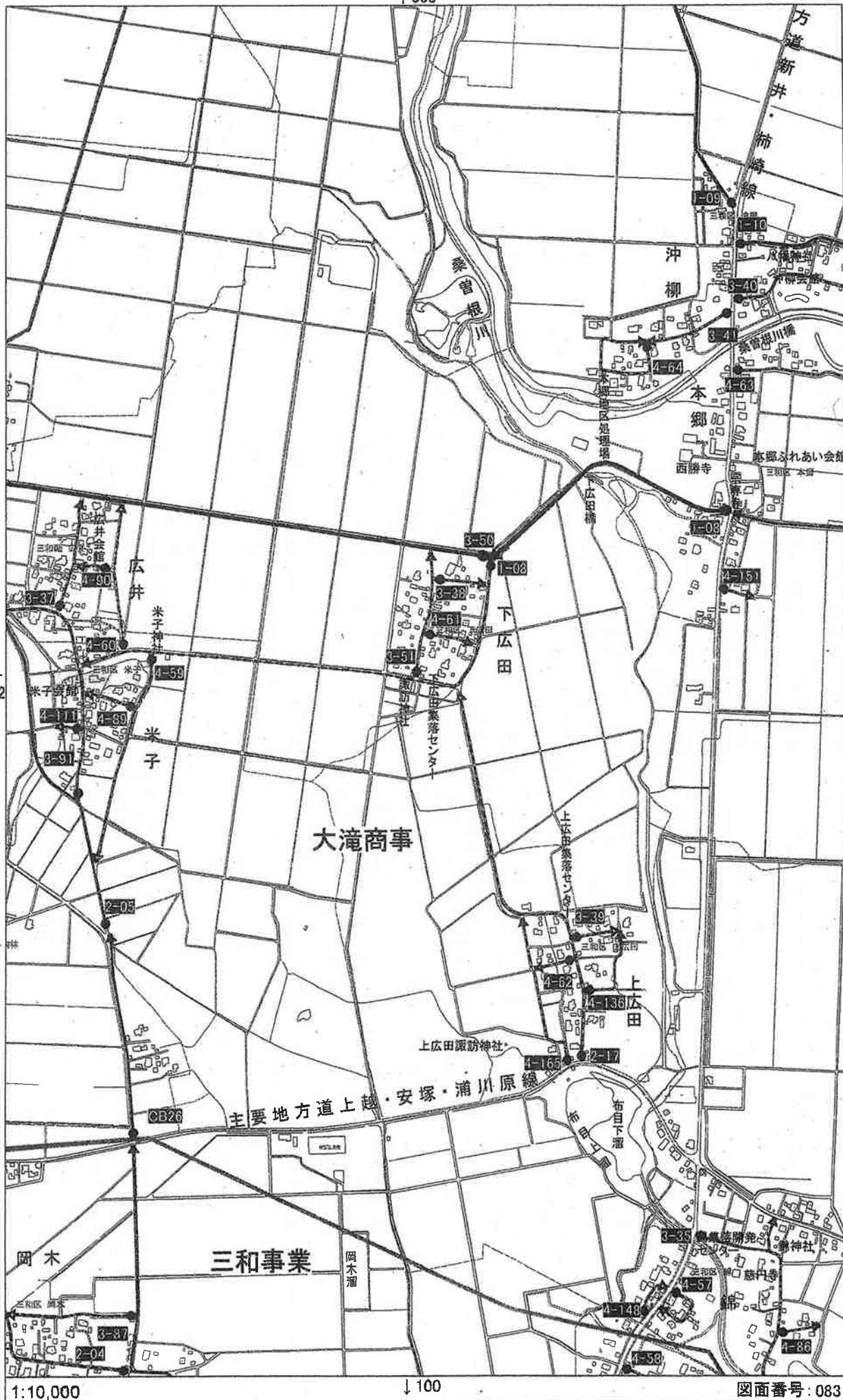
図面番号: 067



1:10,000

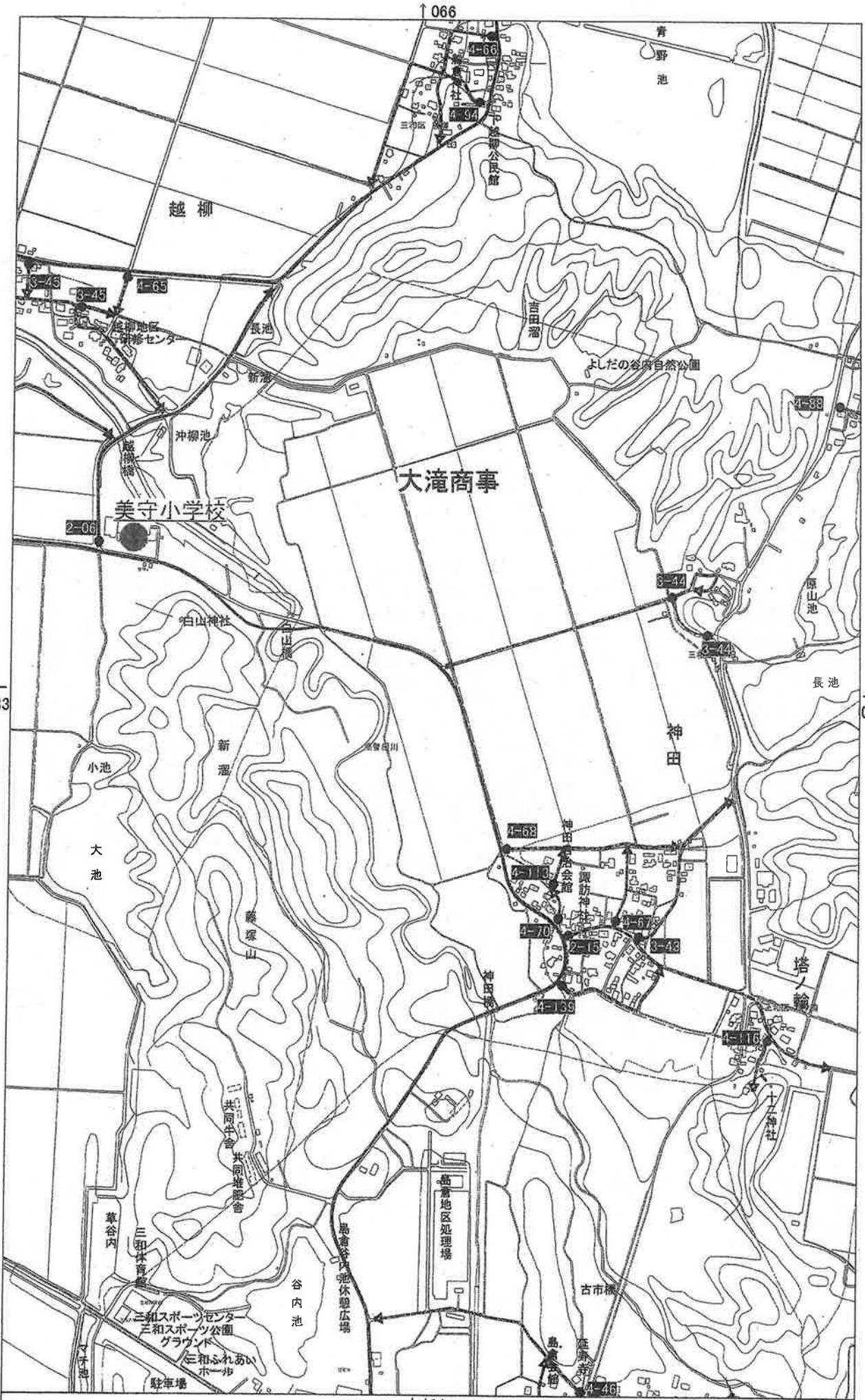
↓099

図面番号:082



← 082

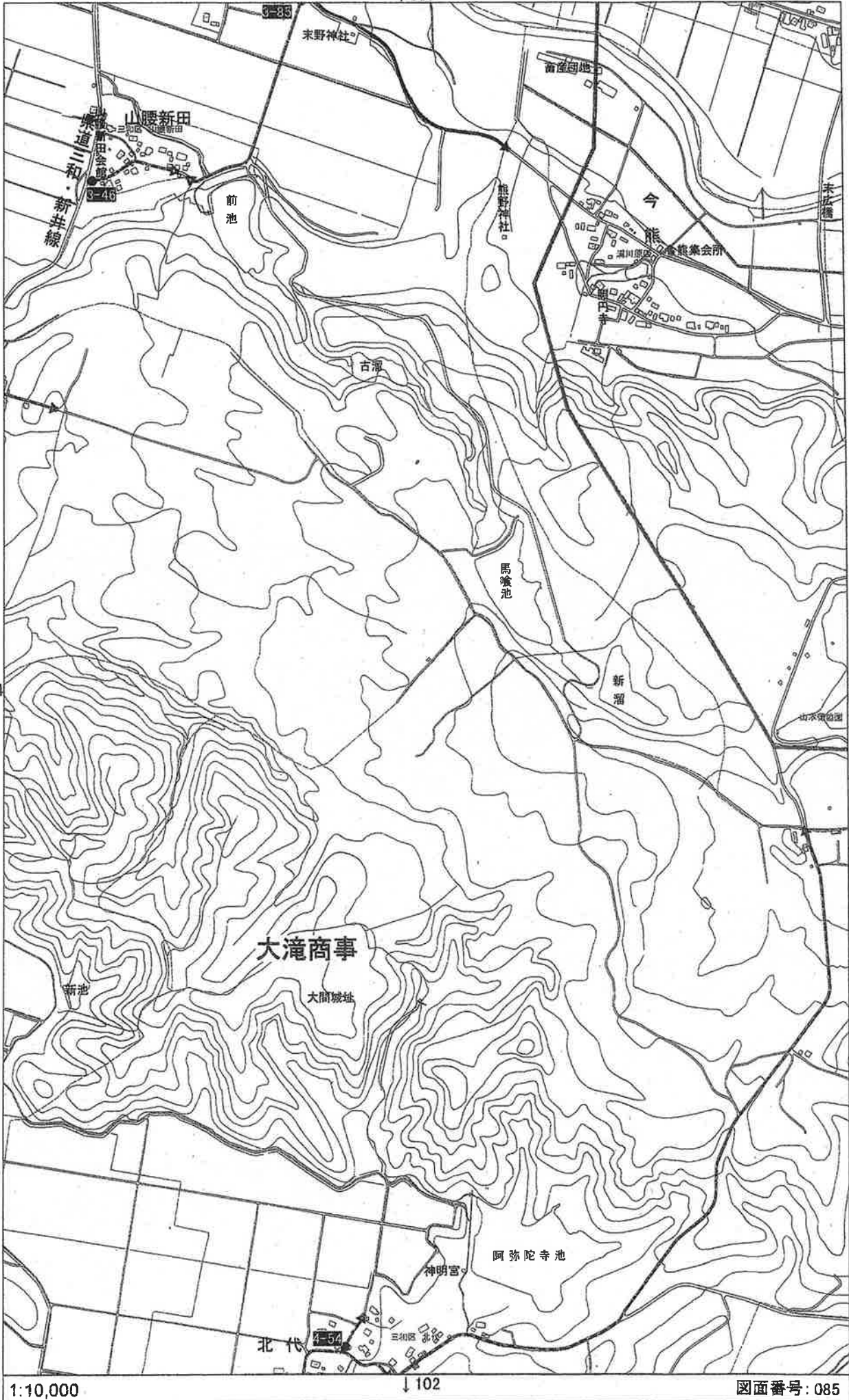
→ 084



1:10,000

↓101

図面番号: 084



← 084

→ 086



085

1:10,000

↓ 103

図面番号: 086